

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和元年5月7日(火) 午前9時30分～午前10時28分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5		6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19		20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	(欠員)	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38		39	請田竹男		
④	欠席委員	5	西岡輝治	19	池田雄一	38	有友章治
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第26号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第27号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第28号	下限面積(別段の面積)の変更について				
		議案第29号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第30号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について				
		議案第31号	平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について				
		議案第32号	大洲市農用地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の一部改正について				

事務局（局長） 只今から令和元年第5回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中16名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。  
本日、5番 西岡輝治委員、19番 池田雄一委員、38番 有友章治委員より欠席の報告を受けております。  
また、26番 山本多喜男委員のご逝去に伴い、現在推進委員1名の欠員となっております。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。  
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、10番 幸野登吉委員と、11番 上田健二委員を指名いたします。  
次に、日程第2、書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。  
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長（会長） まず、議案第25号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。  
議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番、阿蔵字有松の土地、田2筆・畑1筆・樹園地1筆・計1,632㎡は売買による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き水稻、野菜、果樹の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
2番、春賀の土地、田1筆・742㎡。売買による所有権移転です。  
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
3番、4番案件は関連案件です。  
3番、長浜町下須戒の土地、樹園地1筆・4,144㎡は3年間の使用貸借権の設定です。  
4番、同じく長浜町下須戒の土地、畑1筆、樹園地1筆・計899㎡。贈与による所有権の移転です。  
申請地については、引き続き野菜、果樹等の栽培を行います。  
農業は、いずれも譲受人本人が年間を通して従事します。  
5番、豊茂の土地、畑5筆、樹園地2筆・計4,193㎡。売買による所有権移転です。  
所有権移転後については、野菜、果樹等の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。新規営農計画書が提出されています。

2 ページです。

6 番、肱川町大谷の土地、樹園地 3 筆・計 5 2 0 m<sup>2</sup>。売買による所有権移転です。

所有権移転後については、果樹の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

7 番、肱川町予子林の土地、田 4 筆、畑 3 筆・計 2, 1 4 8 m<sup>2</sup>。贈与による所有権移転です。

所有権移転後については、水稻及び野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人の家族が年間を通して従事します

以上、7 件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1 番。

1 番

失礼いたします。

1 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料 1 ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が経営規模の拡大を図るために農地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、平野公民館の北約 5 0 0 m にある田 2 筆、畑 1 筆、さらにそこから約 2 0 0 m 北にある樹園地 1 筆になります。いずれの農地も良好に管理されていました。

譲受人は、年間を通じて両親と農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい。続いて 2 番。

2 1 番

失礼いたします。

2 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料 2 ページを参考にしてください。

2 番案件は、規模拡大を図るため、譲受人が売買により取得しようとするものです。

申請地は、三善公民館の北東に約 7 0 0 m にある田 1 筆になります。現在も良好に管理されておりま

す。譲受人は夫婦で年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

続いて、3番と4番は関連しておりますのでよろしくお願いします。

28番

失礼いたします。

3番と4番案件については関連案件ですので、併せてご説明いたします。議案説明資料3ページ及び4ページをご覧ください。

3番案件は、3年間の使用貸借権の設定です。4番案件は贈与による所有権移転です。

申請地は、大和公民館の北東約800mにある譲渡人名義の住居付近にある畑1筆と樹園地2筆になります。今回、土地・建物の贈与を受けるのにあたり隣接する一部の農地も譲り受けることになったものです。先般現地調査を実施しましたが、栗・柿等の果樹が植栽されていました。

譲受人は会社員をしていますが、休日等を利用して農業をしたいとの意向で「新規営農計画書」も提出されています。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、5番。

29番

5番案件について、4月12日に事務局職員とともに現地調査を行いましたのでご説明いたします。議案書1ページ、議案説明資料5ページを参考にしてください。この案件は、新規で営農を開始するため、自宅付近の申請地を売買により取得しようとするものです。

この住宅を含む物件については、大洲市の『空き家バンク』に登録されていたものになりますが、農地面積が30アール以上あるため、通常の3条申請となっています。

申請地は、豊茂公民館の西に約700mにある畑5筆と樹園地2筆になります。現在は一部遊休化していますが、今後生活の拠点がこちらに移り、少しずつ野菜等を植栽していく予定にされています。

譲受人は初めて農業に従事しますが、近隣の農業従事者の手助けも受けることになっておりますので、今後の耕作管理を見守っていきたいと思います。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、6番。

34番

6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページも併せてご覧ください。

当案件は、譲受人が経営規模の拡大を図るために農地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、旧大谷小学校から東に約1.5kmにある譲受人の自宅付近の樹園地3筆になります。すべての農地が良好に耕作されておりました。

譲受人は、年間を通して柚子の栽培に従事されており、耕作管理に関

する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ

ます。ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

はい。続いて、7番。

35番

7番案件について、ご説明いたします。議案説明資料7ページも併せてご覧ください。

当案件は、県外に住む譲渡人が地元に住む親戚に農地を譲るために申請に至ったものです。

申請地は、予子林自治センターから東南に約500m付近にある田4筆及び畑3筆ですが、現在も、おおむね管理されております。

譲受人は、市外在住ですが、耕作距離に問題はなく、相続により取得した農地と合わせて管理できることから、所有権移転後の管理に問題はないものと思われ

ます。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はござ

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第26号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といた

します。本件につきましては、吉岡きみ子委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉岡委員の退席を求め

ます。事務局の説明を求め

事務局  
（専門員兼農地係）

失礼いたします。

議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いた

します。議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の8ページから17ページを併せて

ご覧ください。1番、田口の土地3筆

申請地は、国道56号線沿いに位置し市街地中心部にも近く、学校・病院等も充実しており、共同住宅の需要や要望も高いため賃貸共同住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市の中心部から北東に約1.6kmのところの位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（近隣商業地域）が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料8ページのご確認をお願いいたします。

2番、菅田町宇津の土地1筆です。

申請地は、参拝者が自家用車を利用することが多くなったため、近くに露天駐車場に造成して利用しようとするものです。

農地区分は、大洲市の中心部から東に約6.6kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料13ページのご確認をお願いいたします。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんから説明を受けたいと思います。1番。

3番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。申請地は9、10ページの位置図のとおり、大洲市総合体育館より東に100mの農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、着工するとのことであり、問題ないと思われま

す。また、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われま

す。第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する南側に農地がありますが、農地所有者からの同意は得ており、周辺への土砂流失防止のため盛土の施工と、露天駐車場部分はアスファルト舗装を実施するほか、排水も北側の水路へ適切に行うとのことですので、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい。それでは、2番。

12番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の13ページから17ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、先程、事務局から説明がありましたように、すでに、露天駐車場として造成されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、今後においても、一部に農地は残るが遊休地であること、また既に駐車場となっているので現状は変わらないと思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

それでは、吉岡委員さんの入場を許可します。

次に、議案第27号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙「議案説明資料」の18ページから27ページまでを併せてご覧ください。

1番、田口字西山根の土地、207㎡の案件は、平成30年7月豪雨被害により借家暮らしをしている両親と同居するため、申請地を取得し新たに自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.8kmに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

2番、東大洲の土地、1057㎡の案件は、不足している寺院の参拝者用露天駐車場を増設するため、近隣地である申請地を取得し露天駐車場を整備しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約4kmに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

事務局（次長）

西岡委員が本日欠席されており、説明原稿をお預かりしておりますので、事務局の方で代読をさせていただきます。

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから22ページを参考にしてください。

申請地は、20ページの位置図のとおり、山根集会所から西に約130mの距離に位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい自己資金と金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、21ページの地番地目のとおり、南側の農地は、今年3月の定例総会にて、建売住宅を転用目的とした5条案件で審議され、既に県の許可も得ております。また北側と西側の農地所有者には同意を得ているとのことですし、東側の農地も譲渡人の所有地であるため、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

6番

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の23ページから27ページを参考にしてください。

申請地は、24・25ページの位置図のとおり、松山自動車道大洲インターの入り口に隣接する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい自己資金と親からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり南側に農地が残りますが、所有者からの同意を得ているとのことですし、転用の目的が露天駐車場ということで、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）



議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第28号『下限面積（別段の面積）の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
（専門員兼農政係）

議案第28号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。

議案書5ページをご覧ください。

当議案では、『下限面積（別段の面積）の設定について』の中にある『空き家に附属した農地に限定した設定について』は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。

1番 白滝の土地、田2筆、畑1筆の合計2, 159㎡です。

JR白滝駅の南150m近辺に位置する場所になります。摘要にも記載しておりますが、申請人の祖父が居住していた住居でしたが、平成10年頃に死亡してからは物件を利用することがなくなり、『大洲市空き家バンク』に登録しておりました。

農地につきましては、申請人が市外に居住しており、ほとんどこちらに帰ってないため、遊休化しておりましたが、他の農地に悪影響がでるため近隣の方に管理していただいています。

なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会で『農地法第3条の規定による許可申請』が提出される予定になっております。

以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい。只今、事務局から報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、今説明いたしましたように、地番指定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、今回申し出のありました農地については、地番指定することに決定いたしました。

次に、議案第29号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局  
（専門員兼農政係）

議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページから、ご覧ください。

1番から13ページの25番まで『利用権の設定を受ける者』が同一です。

すべて水稻を栽培するもので、賃借権が20件・使用貸借権5件です。期間については、5年が4件、10年が21件です。

26番から28番 新たに農地を借り受け、里芋を栽培するため、賃借権及び使用貸借権を3年間設定しようとする

ものです。

29番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

30番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

31番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

35番から40番まで『利用権の設定を受ける者』が同一です。38番のみ飼料でその他は水稻を栽培するものです。賃借権が3件、使用貸借権が3件となっています。

41番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

42番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を4年間設定しようとするものです。

43番 新たに農地を借り受け、栗を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

20ページです。

44番、45番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

46番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

47番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

48番 引き続き、松苗を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

49番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

50番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

51番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

52番 引き続き、野菜を栽培するため、使用貸借権を6年間設定しようとするものです。

53番 引き続き、しいたけを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

54番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を1年間設定しようとするものです。

55番 新たに農地を借り受け、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

56番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

57番 引き続き、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、57件・86筆、利用権設定総面積、112,957.5㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第30号『平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』と、関連がありますので、議案第31号『平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』を併せて議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。

それでは、議案第30号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、ならびに、議案第31号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」のご説明を申し上げます。

本2案件につきましては、先月の協議事項でご説明いたしまして、何か問題点などお気づきになった点がないか、ということで、先月20日ごろまでにご連絡をということでございましたけれども、何もご指摘等ございませんでしたので、先月の資料に基づきまして、今後県を通じて中四国農政局の方に提出をしまいたいと考えております。

実際には6月に入って、県の方から資料提出が求められると思いますので、その時点で提出をしまいたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、この活動の点検・評価についてと、活動計画については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第32号『大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の一部改正について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。

それでは、議案第32号『大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の一部改正について』をご説明申し上げます。

議案書の35ページ並びに議案説明資料の28ページから29ページを合わせてご覧ください。

本件は、本年4月1日の大洲市組織の変更に伴い、本規程第3条で規定されております評価委員の内、「産業経済部長」を「農林水産部長」に改めるものでございます。

本規程は公布の日から施行し、この規程による改正後の大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の規定は大洲市組織の変更日と合わせ、本年4月1日からの適用といたします。

なお、本規程の新旧対照表を議案説明資料の28ページから29ページに記載しており、表の右側が改正前、左側が改正後で、変更部分を赤字で記載しておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長（会長

只今、事務局より報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、この規程を一部改正することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この規程を一部改正することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。

